

5 仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れ取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の仲卸業者が行う市場の卸売業者以外の者からの買入れ（以下「直接集荷」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 買入れの相手方

奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第一号。以下「条例」という。）第 57 条第 2 項ただし書の規定による相手方は、出荷する能力を有する者でなければならない。

2 買入れ物品の数量

条例第 57 条第 2 項ただし書の規定による直接集荷に係る物品の数量は、卸売業者との協議を予め行った数量とする。

3 直接集荷物品の販売期間及び実施期間

条例第 57 条第 2 項ただし書の規定による直接集荷に係る物品の販売予定期間は、当該物品の買入れの日から 5 日以内でなければならない。

4 卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書の提出期限等

条例第 57 条第 2 項ただし書の規定による卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書は、当該物品を全部販売した日の正午までに提出しなければならない。また、当該届出書には、当該物品の品目、等級、数量、単価、販売金額、販売年月日を証する書類（領収書の写し等）及び卸売業者二者と予め協議したことが分かる書面（第 1 号様式、1 部）を添付しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和 2 年 3 月奈良県条例第 48 号）の施行期日と同日から施行する。

第1号様式（4の関係）

卸売業者との協議に関する報告書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部仲卸業者
氏名又は名称
及び代表者氏名 印
(署名の場合は押印不要です。)

卸売業者以外から買い入れ販売するため、下記のとおり卸売業者と協議しましたので、報告します。

記

品目	数量(kg)	予定価格	
		単価	金額
買入日予定日	年 月 日		

なお、上述の品目等については、以下の項目に該当しますので、併せて報告します。

- (1) 集荷が困難
- (2) 数量が満たせない
- (3) 価格が合わない